

ワールド ウッド トренд

No. 6, 3 September 2015

台湾 木製板材類製品検査規定の改定

經濟部標準檢驗局は、ここ半年間に多くの木製板材類製品の検査規定の改定を進めている。この改定は木材業界へ大きな影響を与えている。同局は2015年5月に台湾北部、中部、南部で3回の説明会を行い、新しい規定について説明を行うとともに業者の意見をヒアリングした。

ここに、今回の木製板材類製品の大きな改定事項を整理した。

(1) 木製板材類製品の基準改定

現在、台湾における各種木製板材はいずれも「検査必須商品」に位置づけられ、「ホルムアルデヒド放散量」及び製品の表示に対して強制検査を実施している。主な木製板材の基準は16種類あり、そのうち改定作業中であるCNS14646「構造用単板積層材」を除き、CNS2215「パーティクルボード」、CNS9909「中密度繊維板」の改定は公示されているほか、その他13種類の製品基準も最近改定が済んで公布されている。主な改定としては、「表示」規定が改定され、「品名」及び「原産地」が新たに表示項目に追加されることになった。

(2) 「コンクリート型枠用合板」及び「工事用足場板用合板」の検査方法及び検査項目の改定

現在、この2種類の合板に対する強制検査の方法は「監視検査」で、検査項目は「表示」である。改定後の検査方法は「型式認可ロット別検査」又は「認証登録」となり、検査項目は「ホルムアルデヒド放散量」及び「表示」となり、現行の合板類製品の要求と一致する。この規定は2016年1月1日より施行される予定である。

(3) 「輸送パレット用合板」が新たに検査必須商品となる

「輸送パレット用合板」が検査必須商品とされた。検査方法は「型式認可ロット別検査」又は「認証登録」の選択で、検査項目は「ホルムアルデヒド放散量」及び「表示」で、現行合板類製品の要求と一致する。この規定は2016年1月1日より実施の予定である。

(4) 中密度繊維板及びパーティクルボードの検査範囲が拡大

現在、中密度繊維板及びパーティクルボードの両製品は検査必須商品となっているが、加工又は組み立てをして家具の用途に使用する場合は、検査対象から除外されており、検査管理から漏れていた。しかし近年、政府機関が消費者の意見を受けて、小売りされている木製家具（パーティクルボード及びファイバーボード製）のホルムアルデヒド放散量をサンプル調査したところ、ホルムアルデヒド放散量が規定よりも高いものが多数見つかった。そこで、この2つの製品を検査対象から除外する規定を廃止して全てを検査対象に含めることで、消費者の権利と利益を守ることにした。

改定後の中密度繊維板及びパーティクルボードの検査方法及び検査項目は、合板類商品の要求と一致する。2016年1月1日より実施の予定である。

5) 木製板材類の「型式認可ロット別検査」及び「認証登録」作業の流れ

上述各項の改定計画が完全に実施されると、台湾の板材・木質パネル製品は全て検査必須商品となる。検査方法は「型式認可ロット別検査」あるいは「認証登録」の選択となり、検査項目はいずれも「ホルムアルデヒド放散量」（最低でも日本のJAS規格水準以上に相当するF3の基準に適合）と「表示」の2種で、今後はいかなる排除条項、例外措置もなくなる。

木製板材類検査作業規定-型式認可ロット別検査作業のプロセス及び認証登録の申請作業のプロセスは、それぞれ図1、図2に示すとおりである。

図1 木製板材類検査作業規定-型式認可ロット別検査作業のプロセス

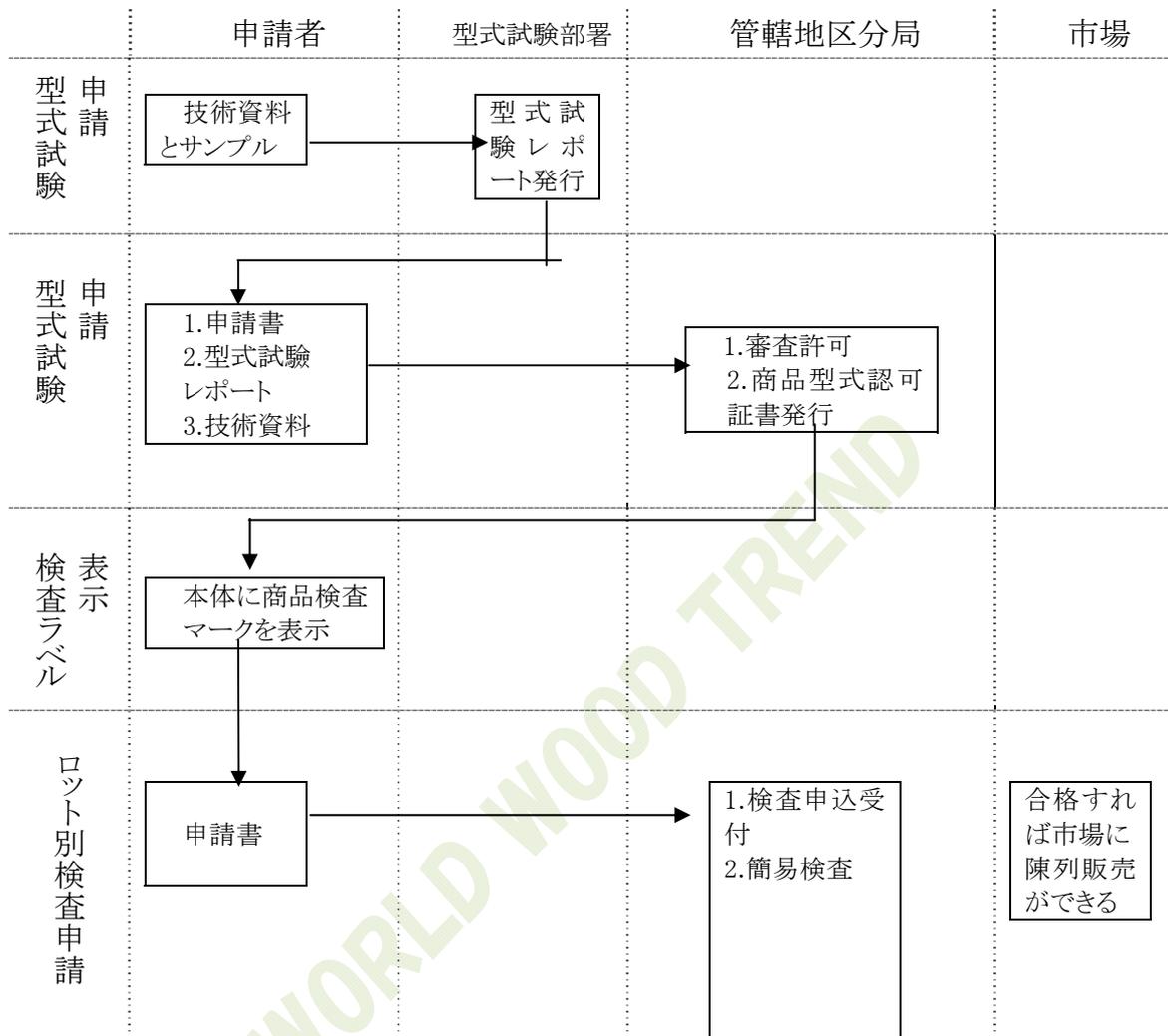


図2 木製板材類検査作業規定-認証登録の申請作業のプロセス

